

住民基本台帳事務における特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)の概要

I 基本情報

住民基本台帳に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

II 特定個人情報ファイルの概要

以下の3つのファイルについて、取扱い方法や、記録される項目等を記載している。

- ア 住民基本台帳ファイル
住民に関する記録・管理を正確に行うためのファイル
- イ 本人確認情報ファイル
住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うためのファイル
- ウ 送付先情報ファイル
個人番号通知書及び個人番号カードの作成等のためのファイル

【今回の主な変更点】

- (1) 標準仕様書準拠システムへの移行に伴う連携システム及び事務の流れについて追記 (P 11、P 12、P 14)
標準仕様書準拠システムへ移行後の連携システム及び特定個人情報の流れについて追記。
※移行後は標準化基本方針に定めるガバメントクラウドを使用する。
- (2) 標準仕様書に準拠した住民記録システムの開発・保守委託について追記 (P 18、P 20)
標準仕様書に準拠した住民記録システムの環境構築及び保守業務を行うにあたっては、高度な専門技術や知識が必要であることから、当該業務を専門事業者に委託する。
- (3) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の保管場所・消去方法について追記 (P 23)
 - ① 保管場所
特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
 - ② 消去方法
特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。また、HDDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ガイドラインや国際規格 (NIST 800-88、ISO/IEC27001等) にしたがって確実にデータを消去する。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IIのア～ウのファイルを取り扱う際に想定されるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための措置について記載している。

【今回の主な変更点】

(1) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策について追記（評価書P48、P49）

① 物理的な対策の内容

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

② 技術的な対策の内容

国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっており、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じている。クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やサイバー攻撃（DDos）対策を24時間365日講じ、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

IV その他のリスク対策

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載している。

V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載している。

VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

【今回の実施内容】

(1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日及び実施期間

令和5年10月5日から11月6日までの33日間で実施

(2) 意見の聴取結果

聴取による意見なし

(3) 第三者点検の実施日

令和5年10月5日から11月30日まで

(4) 第三者点検の結果

名称変更、文言や内容の整理 等

その他文言の調整

誤記や名称の変更に伴い文言の調整を行った。